

## 改訂第1版 行政通達集の改訂のあらまし

厚生労働省から発出された登録教習機関や技能講習又は実技教習に関連のある通達及び事務連絡（以下「行政通達等」という。）を取りまとめた行政通達集の初版発行以降、新たな行政通達等が数多く発出されていることから、各登録教習機関における公正かつ適正な業務運営や技能講習及び実技教習の充実向上のため、今般、これらを網羅した改訂版を発行することといたしました。

その概要は以下のとおりです。

- 初版発行（平成30年4月1日）以降、新たに厚生労働省から発出された行政通達等を制定年月日の新しい順に追加して掲載したこと。

具体的には、2021年（令和3年）の令和3年9月14日付け基発0914第5号から2018年（平成30年）の平成30年8月13日付け基安安発第1号までの行政通達等を順に追加したこと。

- 新たに発出された行政通達等において、その全部又は一部の廃止又は改正が明記された従来の行政通達等の全部又は一部を削除し、又は修正したこと。また、廃止又は改正の経緯を目次、行政通達等の本文及び「改正履歴」にできるだけ記載したこと。

例えば、平成24年10月10日付け基発1010第4号は、令和2年3月31日付け基発0330第43号により廃止されたことから、当該通達の本文全部を削除するとともに、目次中に「※」を付してその旨を記載したこと。

- 繰り返し発出される行政通達等で内容に変更のないものは、直近のもののみ掲載し、それ以前のは省略したこと。

具体的には、令和3年9月14日付け基発0914第5号は、指定保存交付機関の指定の更新の都度、毎年発出されていることから、直近の同通達のみを掲載し、それ以前の初版で掲載していた令和2年10月1日付け基発1001第11号等の全部を削除するとともに、目次中に「（※省略）」と付記したこと。

- 行政通達等の本文中、登録教習機関や技能講習又は実技教習と関連の少ない箇所は初版同様省略することとし、その旨「※」を付して統一的に表記することとしたこと。

- 行政通達等の掲載に係る考え方等を〈凡例〉として記載したこと。